

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

第16準備書面

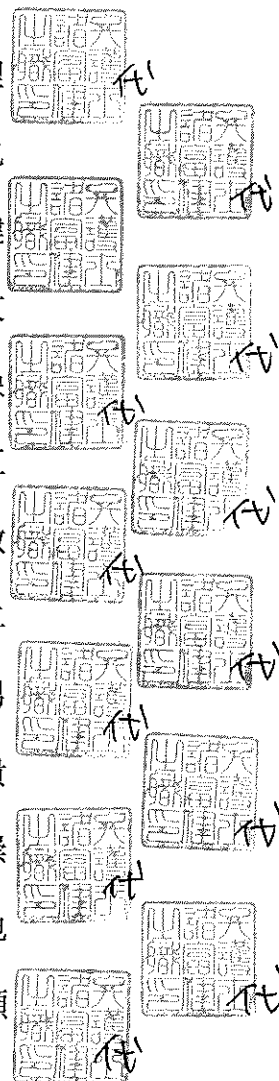
—奈良市第5準備書面に対する反論—

2026年4月17日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士	佐藤	真	理
弁護士	愛須	勝	也
弁護士	諸富	健	
弁護士	佐藤	博	文
弁護士	小野寺	義	象
弁護士	岸	松	江
弁護士	種田	和	敏
弁護士	中谷	雄	二
弁護士	清家	康	男
弁護士	大河原	壽	貴
弁護士	毛利	崇	
弁護士	八木	和	也
弁護士	井下	顕	



被告奈良市第5準備書面第1に対する反論は以下の通りである。

1 被告奈良市は、原告第11準備書面における反論として、本件条例8条1項1号の法「令」等に定めがあるときの解釈が独自の解釈であるなどと論難し、原告の主張には理由がないと反論する。

2 しかしながら、原告が第11準備書面で述べた主張の根幹は、本件条例8条1項1号で言うところの「法」には組織法はあたらず、根拠法でなければならないとの点にある。

この点は、宇賀教授の「新・個人情報保護法逐条解説」（甲114）p205で『法令……に基づく』とは、法令に具体的根拠があること、すなわち、組織規範のみならず根拠規範が存在することを意味する」と明記しており、かつ、個人情報ガイドライン（乙2）p29でも、「具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、『法令に基づく場合』には当たらない」と明記しているとおりである。

3 そして、宇賀教授は、根拠規範について、その著書行政法概説Ⅰの「法律の留保」の項目で定義しており、「根拠規範とは、組織規範が定める所掌事務の範囲内において、行政機関の具体的な活動を議会が事前承認し、その実体的要件・効果を定めたもの」とする（行政法概説Ⅰ行政法総論【第8版】宇賀克也（甲113）p34）。

つまり、根拠規範とは、国会を国の唯一の立法機関と定めた日本国憲法41条の趣旨を具体化したもので、国会のみが規律することのできる事項を画定し、国会と行政府との機能分担を明確にしたうえで、一定の行政活動について、国民代表からなる国会の事前承認を義務付けることを目指した規範ということになる（同p33）。

4 以上の整理を前提とした場合、本件条例に定める「法令等に定めがあるとき」の法「令」とは、根拠規範をより具体化した規範ということにしかなりえず、宇賀教授が新・個人情報保護法の逐条解説（甲115）p475で述べている「法律の規定をより具体化した政令、省令等のレベルでの細分化された利用目的に限定して除く趣旨」との記述は、原告が第11準備書面で述べた「法律であらかじめ提供できる場合を一定の範囲で定め、要件・効果を政省令で、より具体的に定めている場合に、当該法令が許容する範囲でのみ、提供が可能となる」という解釈しかとり得ない。

よって、原告の解釈は正当で、独自の解釈などでは全くない。

5 したがって、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と定める自衛隊法97条1項では、あらかじめ個人情報が提供できる範囲が定まっておらず、要件効果も不明であるため、同規定に基づく自衛隊法施行令120条は、本件条例に定める「法令等に定めがあるとき」の法「令」には該当しない。

6 この点、被告奈良市は、「個人情報の取得等の目的外利用ができる」とされる趣旨は、法令には当該個人情報の取得等の必要性が立法意思として明らかにされており、当該法令により保護されるべき権利利益が明確であって、当該法令に照らして合理的範囲に取扱われるものである」との記述を乙4の文献から引用する。

しかしながら、上述のとおり、自衛隊法97条1項で、個人情報の提供を許容する立法意思は存在せず、かつ、個人情報提供によって保護されるべき権利利益もまったく不明で、提供の合理的範囲を画する手がかりなど全くない。

7 以上のとおり、被告奈良市は、原告第11準備書面で述べた根幹部

分であるところの、本件条例8条1項1号の「法令」に、組織法では足りずに根拠法が必要であるとの指摘を無視し、別の文献の傍論的な記述を引用し、無理やり自衛隊施行令が「令」に該当するとの結論を導いており、主張として全くの失当である。

以上